■成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）

項目		国の基本指針	第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
施設入所者の地域生活への移行	地域移行者数	＜目標＞ 令和５年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案） 国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の6％以上が地域生活へ移行することを基本とする。この数値を積み上げた数値を大阪府の目標値として設定。 目標値の設定について 施設入所者の重度化・高齢化により移行者数の減少が見込まれるものの、地域生活支援拠点等の整備などにより地域移行の取組みを進めていくことを踏まえ、国の目標設定に準じることとした。 なお、各市町村においては、施設入所者の状況把握に努めるとともに、地域移行にかかる課題に対して必要な取り組みをすすめていただきたい。
		＜考え方＞ 平成28年から平成30年の地域生活移行者の水準を踏まえ、令和元年度末の施設入所者と比較した令和5年度末時点での割合を設定。 令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	

施設入所者の地域生活への移行	入所者の削減数	＜目標＞ 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者から 1.6 ％ 以上削減することを基本とする。 ＜考え方＞ 平成28年から平成30年の施設入所者数削減の状況を踏まえ、令和元年度末の施設入所者数と比較した令和5年度末時点での割合を設定。 令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合 以 上を目標値とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針 に沿った目標設定とし、令和5年度末時点で令和元年度末の施設入所者の 1.6 ％ 以上を削減させることを基本として各市町村において目標設定されたい。 目標値の設定について 障がい者を支援する介護者の高齢化や当事者の重度化、グループホームなどの受け皿等の確保など地域生活を支える課題について自立支援協議会等で必要な方策を検討し、目標達成に向け取組みを進めていただく 。

項目		国の基本指針	第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	＜目標＞ 令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方＞（案） 国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数を316日以上とする。
		＜考え方＞ 精神障がい者に対する地域生活支援連携体制の整備状況を評価する指標として、精神障がい者の精神病床から退院後 1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。	目標値の設定について 国が算出した値（ NDBNDB-レセプト情報を活用し、2016年3月の精神病床からの退院者（入院後 1年以内に限る）を対象にした値）では、大阪府の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数は316日であることから、国の目標設定に準じることとした。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満	＜目標＞ 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。 ＜考え方＞ 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能となることから、国提示する推計式を用いて目標値を設定する。 令和5年度末の全国の目標値は平成30年度と比べて 6.6～4.9万人減少になる見込みである。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針と異なる目標設定であるが、令和5年6月末時点での精神病床における 1年以上の長期入院患者数を 8,688人とし、各市町村においては、この目標値を 1年以上の長期入院患者数で按分した数値を 下限に目標設定されたい。65歳以上と 65歳未満の区分は設けない。 目標値の設定について 大阪府においては、従前より積極的に退院促進を図ってきた結果、現状では様々な理由により簡単には退院することが難しい方が多く残られている状況となっており、国の推計式による目標値 （年平均419人～315人）を設定することは、近年のトレンド（平成27年度からの4年間では年平均198人の減少）を見ても困難である。そこで、直近の全入院患者に占める 1年以上長期入院患者の割合の 実 績や全 入院患者の推移を踏まえ、令和5年6月末時点での全入院患者に占める1年以上長期院患者数の割合を 54.3 ％ 、全入院患者数を 16,000人と推計し、目標設定することとした。なお、大阪府においては年齢に関係なく退院促進の取組みを進めていることから年齢区分は設定しないこととした。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点入院後1年時点）	＜目標＞ 令和5年度における入院後3か月時点の退院率を 69 ％以上、入院後6ヶ月時点の退院率を 86 ％ 以上、入院後 1年時点の退院率を 92 ％ 以上とすることを基本とする。 令和5年度末における精神障がい者の精神病床から退院後 1年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とすることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度の精神病床における退院率を3ヶ月時点69 ％ 以上、6ヶ月時点86％以上、12 ヶ月時点92％以上とする。
		＜考え方＞ 地域における保健、医療、福祉の連携体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障がい者の退院に関する目標値を設定する。平成 28 年度に、上位 10 ％ の都道府県が達している早期退院率以上を成果目標とする。	目標値の設定について 国が算出した値（NDB-レセプト情報を活用）では、平成29年度の精神病床における退院率は3ヶ月時点63 ％ 、6ヶ月時点82 ％ 、12ヶ月時点90 ％ であるが、可能な限り早期の退院をめざすため、国の目標設定に準じることとした。

<table>
<tr><th>項目</th><th>国の基本指針</th><th>第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">地域生活支援拠点等が有する機能の充実</td><td>＜目標＞
令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</td><td rowspan="2">＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞
国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度末までの間、各市町村または圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討する。

目標値の設定について
未整備の市町村については、引き続き第５期障がい福祉計画期間中に整備することを目標としつつ、拠点等の整備後は、支援困難事例等のノウハウ蓄積・活用を行いながら、PDCAサイクルの視点で機能の充実を図っていく。なお、府として市町村の検証、検討状況をとりまとめ、市町村担当者会議等で情報の共有を行う。</td></tr>
<tr><td>＜考え方＞
第5期障がい福祉計画期間中に、各市町村又は各圏域に少なくとも１つの地域生活支援拠点等を整備され、整備後も必要な機能の水準や充足を継続的に検証・検討する必要がある。</td></tr>
</table>

項目		国の基本指針	第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者に関する目標について	＜目標＞ 令和5年度中に、就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.27倍以上とすることを基本とする。 併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まつつ、それぞれに係る移行者数の目標値を、令和5年度中に令和元年度実績の 1.30倍以上、1.26倍以上、1..23倍以上とする。 ＜考え方＞ 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組をさらに進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、移行者数の目標値において、就労移行支援事業の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえつつ、目標を掲げる。　令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	＜成果目標に関する大阪府の基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針に沿った目標設定とし、令和5年度中に、就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の 1.21.27倍以上、併せて、就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上とすることを大阪府の目標として設定する。 目標値の設定について 府としても国の基本指針に沿って取組みを進めていく必要があることから、国の基本指針に準じることとした。なお、平成26年度から平成29年度の就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数の年平均増加数（155.7人）を平成29年度実績（1,492人）に加え令和元年度実績（1,803人）と令和5年度目標値（2,290人）を推計すると下記の通りとなる。 ・就労移行支援等　令和元年度実績：1,803人、令和5年度目標値（1.27倍）:2,290人 《内訳》 ・就労移行支援　令和元年度実績：1,228人※、令和5年度目標値（1.30倍）：1,570人 ・就労継続支援A型　令和元年度実績　415人、令和5年度目標値（1.26倍）：520人 ・就労継続支援B型　令和元年度実績：160人、令和5年度目標値（1.23倍）：200人 ※端数調整

福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について	＜目標＞ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 さらに、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針に沿った目標設定とし、就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定 する。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の 7割以上とすることを大阪府の目標として設定する。 目標値の設定について 府としても国の基本指針に沿って取組みを進めていく必要があることから、国の基本指針に準じることとしており、大阪府としては、目標値の達成 に向けて、当該事業の促進を図っていく。なおまた、就労定着支援の就労定着率については、定着十分な分析データが揃わないことから、国の目標設定に準じることとした。

		＜考え方＞ 就労定着支援事業の利用者数は、就労移行支援事業書等を通じた一般就労への移行者数と比較して低調である。就労定着支援の利用を促すために、利用者数を成果目標とする。事業所の割合について、令和元年7月時点で就労定着率が8割以上の事業所は 65 ％ である。	
項目		国の基本指針	第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
就労継続支援（B型）事業所 における工賃の平均額		＜目標＞ 国の基本指針には記載なし。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃等を参考とし、大阪府自立支援協議会就労支援部会工賃向上委員会の意見を踏まえて設定する。各市町村においては、管内の就労継続支援B型事業所において設定した目標工賃を踏まえ、目標設定されたい。

	＜考え方＞ 都道府県が工賃の向上に関する計画を作成した場合は、目標工賃等の概要について都道府県障が福祉計 画上に記載し、周知を図ることが適当である。	

項目		国の基本指針	第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
相談支援体制の充実・機能強化等	相談支援体制の充実・強化等に関する目標について	＜目標＞ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和5年度末までに、基幹相談支援センターを全ての市町村において設置する。

			目標値の設定について ○障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行う。 ○また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進する。
		＜考え方＞ 相談支援体制の強化・充実等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていく観点から設定する。	

項目		国の基本指針	第6期障がい福祉計画の大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に	障がい福祉サービス等の質の向上に関する目標について	＜目標＞ 令和5年度までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	＜大阪府の成果目標と基本的な考え方（案）＞ ○国の基本指針の趣旨を踏まえ、報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らすことで、利用者への直接支援等の充実を図るとともに、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を 向上させるため、下記の目標を設定する。（令和5年度末までに） ・障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行う。

係る体制の構築			・不正請求等の未然防止や発見のため、審査事務を担っている市町村との連携体制を構築する。 ・都道府県等が実施する指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導について、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する場を設置する。 ○市町村におかれても、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定されたい。
		＜考え方＞ 都道府県及び市町村職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解する取組や、自立支援審査支払等システム等の利用により請求の過誤を無くすための取組、適正な運営を行っている事業所を確保する取組により、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うために設定。	